社説

傍聴人メモ禁止問題の考察〈上〉

□□□

レペタ訴訟の投じた波紋

東京地裁は、さる十二日に傍聴人のメモ禁止処分は裁判所の裁量事項であって、憲法二一条の「知る権利」や同八二条の「裁判公開の原則」に抵触するものではないという判決を下した。この「法廷メモ」の問題については、本紙825号の一面と三面において、その争点とともに詳しく報道したところであった。

これまで法曹界においても余り論議されていなかった問題であったが、右判決を契機に日弁連会長の談話が発表され、日刊新聞の社説にも取り上げられ、法曹界はもちろん市民の中にも問題意識が高まりつつある。かねてからこの問題に検討を加えていた日弁連の法廷委員会も近く詳細な批判的意見を発表するという。

問題になった事件というのは、つぎのような事件であった。ローレンス・レペタ氏は、ワシントン州の弁護士資格を有するが、国際交流基金の特別研究員となって来日し、経済法の研究に従事していたものである。同氏は、加藤嵩に対する所得税法違反事件（世間を騒がした株式売買をめぐるいわゆる誠備事件）を傍聴したが、法廷において専門的な株式用語が使用されるので、メモを取って正確な理解に資する必要から、昭和五十八年七月から同六十年三月の判決言渡期日まで三十三回の公判期日について、裁判所にメモをとることの許可を求めた。しかしいずれも裁判所は不許可としたのであった。

憲法違反として国賠要求

そこで同氏は、昭和六十年三月、憲法一二条、同八二条に違反すること、同人に対するメモ禁止処分には禁止する合理性がないことを理由に、国家賠償請求事件として提訴したのである。

これに対する判決の要旨は、「知る権利」との関係について、「五官作用によって、録音、放送しないこと」と表示する掲示がされている。これをみても明らかなように、裁判所は、一般的に傍聴人のメモ行為を禁止し、裁判所の許可にかからしめているが、現実にも、黙認の例はあるとしても、正面から許可した事例は見あたらない。

諸外国の裁判制度上、傍聴人のメモの取り扱いはどうなっているのか。最高裁事務総局在外研究報告書第二号、自由と正義一九八六年二月号は、法廷の傍聴は至極当然なことである。

公開傍聴は"国民の権利"

憲法八二条は裁判の公開を保障している。それは即ち傍聴の保障でもある。公開傍聴は、国の恩恵ではなく、国民の権利である。民主国家においてこの制度を採用するのは、主権者である国民に裁判手続を公開し、その凝視と批判のもとに、公正な審理の実現を期するところにある。したがって、傍聴人がメモをとることは、本来一般的に自由であって、特別の事情のない限り、これを規制することは許されない。

前記のように「許可を受けないで撮影したり、メモを取ったり、録音、放送をしないこと」と表示した掲示板を張ることは、まさに例外を原則化する誤りを犯すものといわなければならない。

メモを認めるか否かは、裁判所のまったく自由な裁量権のもとにあるのではなく、メモ行為を禁ずるために必要な具体的な事情がなければならない。抽象的に論ずべき問題ではなく、具体的事実に即し、合理的にしかも例外事例として、狭く解すべきものである。ことなかれ主義の形式的判断に流れてはならない。

（つづく）

第18富士山丸抑留問題

日弁連が政府に要望

の実現図れ

の事実なし

されている第十八富士山丸船長・紅粉（べにこ）勇、同機関長・栗浦好雄両氏の問題を調査していた日本弁護士連合会（北山六郎会長）は二十三日、「両氏らが北朝鮮兵士の密航を幇助したとか、スパイ行為を行っていたという事実は認められない」として、政府に対し、両氏の早期帰国を求める要望書を提出した。

ミン・ホンク（閔洪丸）氏が南浦港停泊中のこの船に乗り込み、密航を企てた。

ミン・ホンク氏は船内で発見され、同月四日、紅粉船長らの手で門司海上保安部に引き渡されたが、その後、この船が同月十五日に再び南浦港に入港した際、乗組員五人全員が逮捕され、一昨年から同委員会の事件委員会が本格的な調査を行っていた。

要望書は、両氏らの密航幇助やスパイ行為の事実を全面的に否定したうえで、「北朝鮮による両氏の三年余の長期抑留は、ミン・ホンク氏の身柄と交換することを目的としたものであると解さざるを得えず、事件発生以来一向に釈放の兆しはない。両氏の言動が同氏を希望通り韓国へ早期出国させるための措置を取るよう求める電報を倉成外相に送っている。

今回の要望については、日弁連側は「要望はあくまで人権擁護の観点から両氏の釈放を求めたものであり、その具体的手段などについては政府側の判断に期待している」とし、日本政府は「帝銀事件」の死刑囚・平沢貞通氏の孤独な生活に耐えてきた。

第30回日弁連人権擁護大

テーマは「報道と

日本弁護士連合会（北山六郎会長）は十八日までに、今年十一月熊本市で開かれる第三十回人権擁護大会の行事日程などを決めた。年々一般か

拘禁二法案

自由

法務省と警出予定法案刑事施設法案いて自由法曹長）は十九日に抗議する声

声明は刑事て、法務省側四項目の修正もさ未なもの非難。具体的獄制度の存続会制限③苛酷律秩序重視